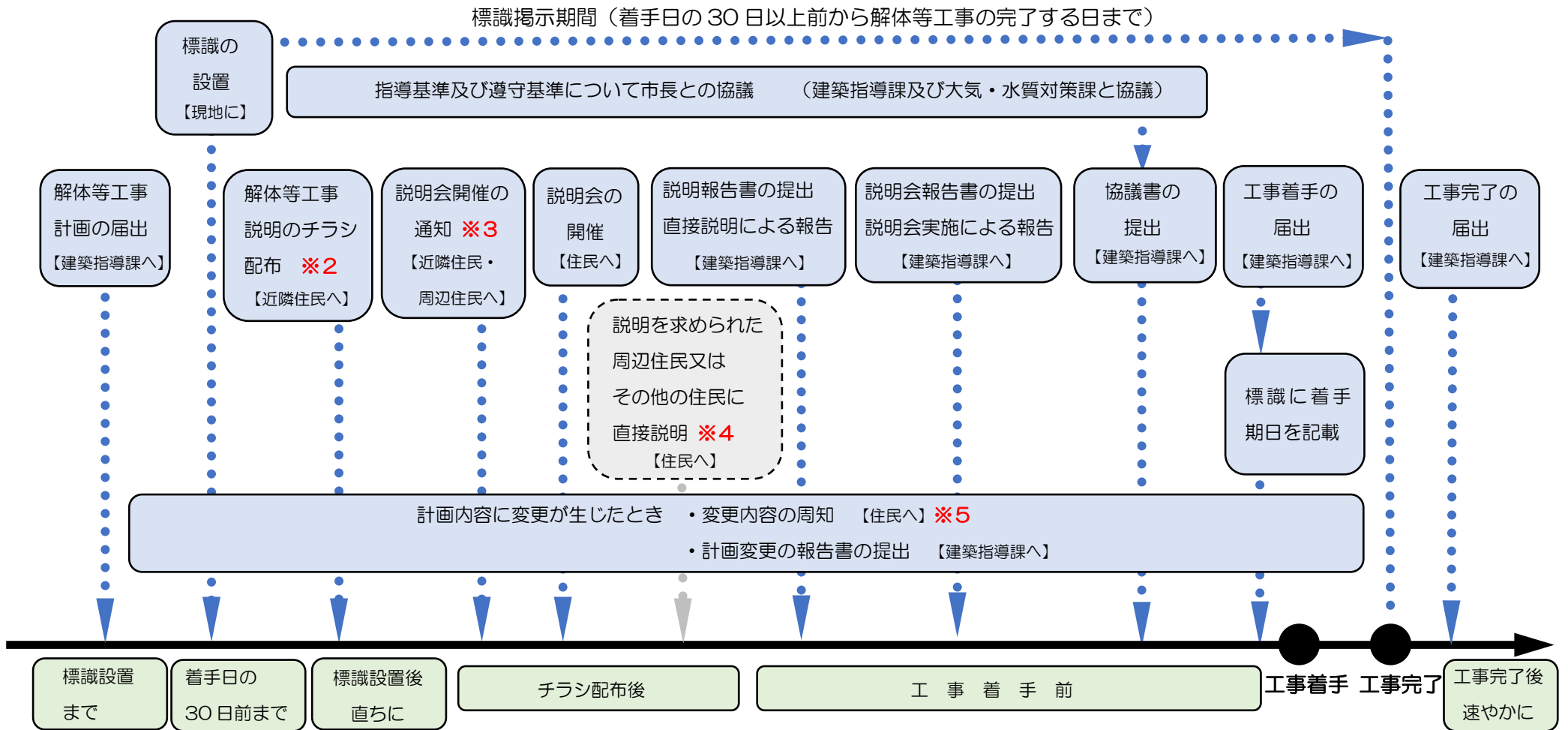


建築物の解体等工事の流れ

【解体等工事に係る床面積の合計が 1,000 m²以上の場合】※1



※1 飛散性アスベストを含む場合は、飛散性アスベストを含む解体等工事の場合のフロー図を参照し、その対応も行うこと

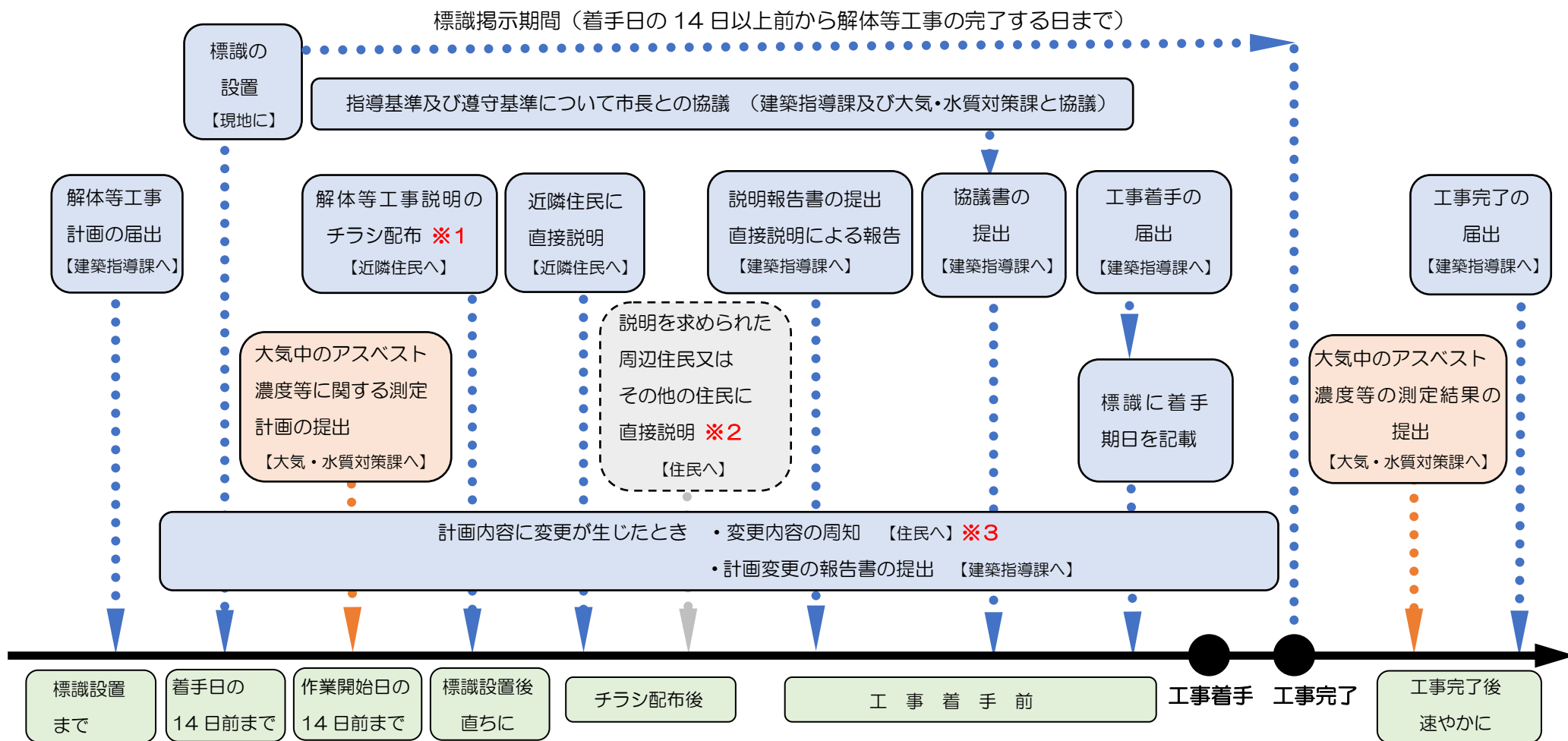
※2 近隣住民に、第14条に掲げる項目の内容を記入した書面を配布する

※3 説明会開催に伴って、説明を行う日時、場所等について、近隣住民及び周辺住民に文書等による通知を行う

※4 周辺住民又はその他住民から、文書により第14条に掲げる項目について説明を求められた場合は、説明を求めたものに対して直接説明を行うように努める

※5 第14条に掲げる項目について内容に変更が生じた場合、近隣住民並びに解体等工事について説明を行った周辺住民及びその他住民に周知する

【飛散性アスベストを含む解体等工事の場合】

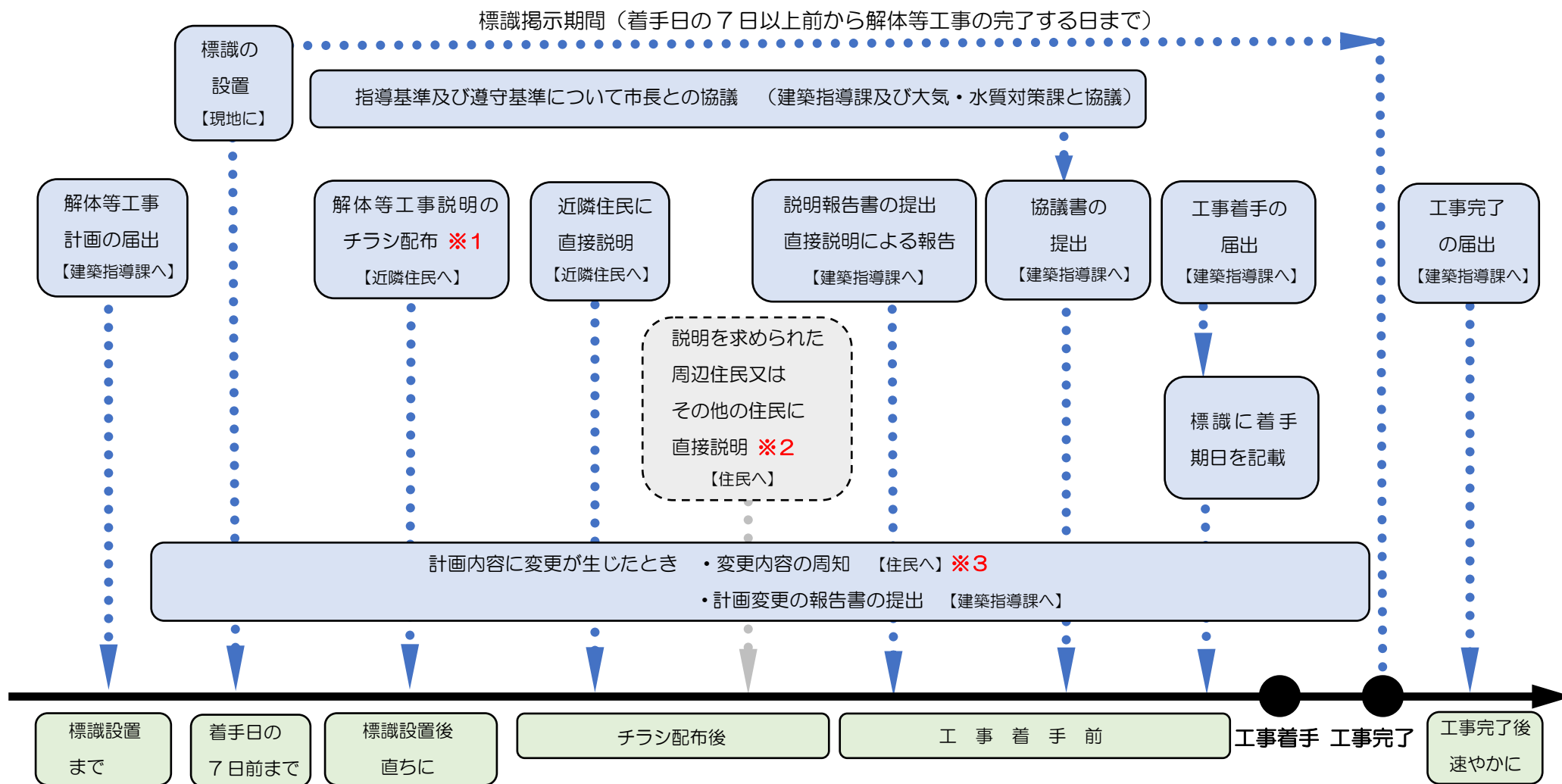


※1 近隣住民に、第 14 条に掲げる項目の内容を記入した書面を配布する

※2 周辺住民又はその他住民から、文書により第 14 条に掲げる項目について説明を求められた場合は、説明を求めたものに対して直接説明を行うように努める

※3 第 14 条に掲げる項目について内容に変更が生じた場合、近隣住民並びに解体等工事について説明を行った周辺住民及びその他住民に周知する

【工業地域又は工業専用地域以外の地域における RC 造又は SRC 造の解体等工事の場合】

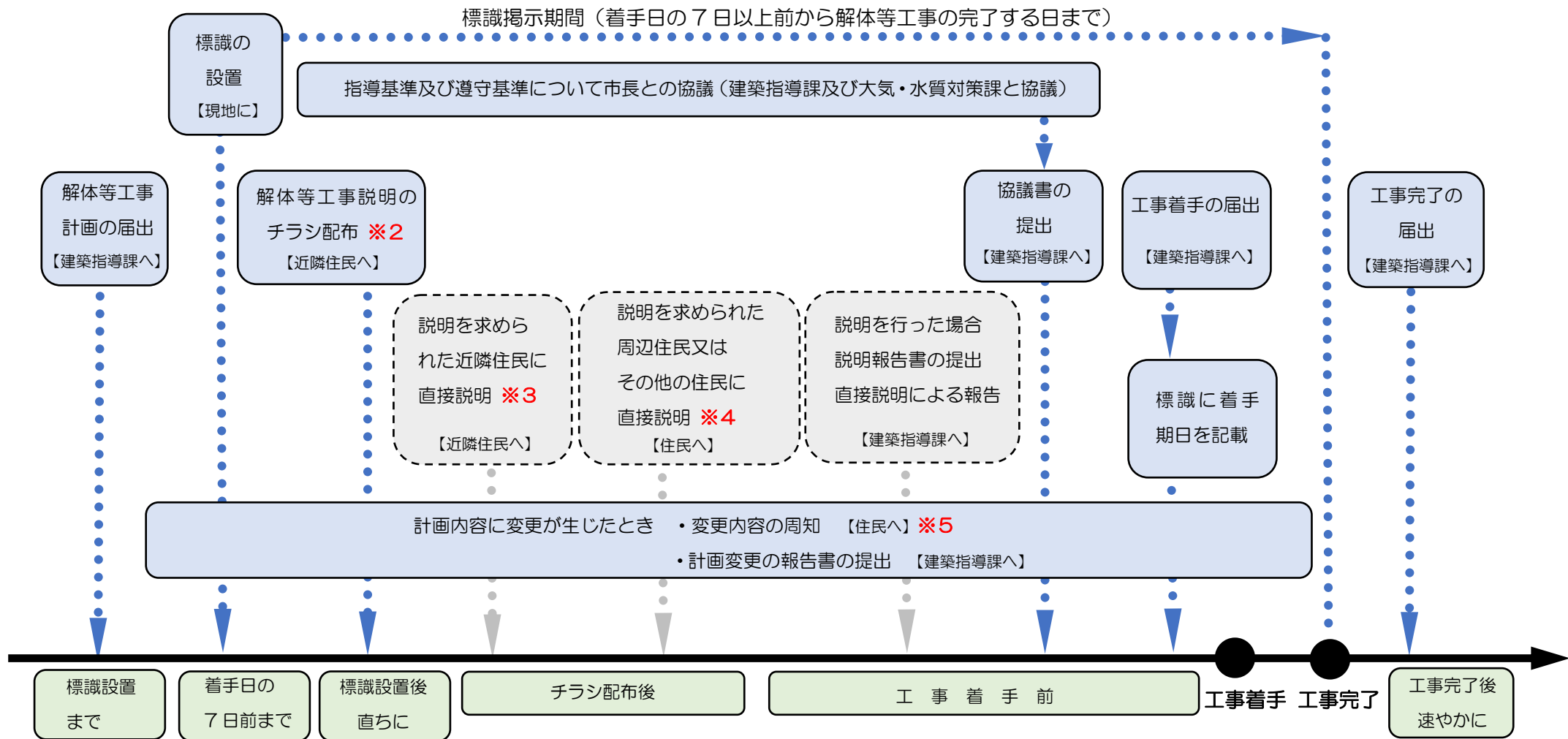


※1 近隣住民に、第 14 条に掲げる項目の内容を記入した書面を配布する

※2 周辺住民又はその他住民から、文書により第 14 条に掲げる項目について説明を求められた場合は、説明を求めたものに対して直接説明を行うように努める

※3 第 14 条に掲げる項目について内容に変更が生じた場合、近隣住民並びに解体等工事について説明を行った周辺住民及びその他住民に周知する

【その他の解体等工事※1の場合】



※1 第12条第2項第1号及び2号に掲げるもの以外の解体工事をいう

※2 近隣住民に、第14条に掲げる項目の内容を記入した書面を配布する

※3 近隣住民より文書により第14条に掲げる項目について説明を求められた場合は、説明を求めた者に対して直接説明を行う

※4 周辺住民又はその他住民から、文書により第14条に掲げる項目について説明を求められた場合は、説明を求めたものに対して直接説明を行うように努める

※5 第14条に掲げる項目について内容に変更が生じた場合、近隣住民並びに解体等工事について説明を行った周辺住民及びその他住民に周知する